

## 第7回 介護保険サービス利用料等軽減制度について

今回は、特定入所者介護サービス費と社会福祉法人等の利用者負担軽減についてお知らせします。

### ○特定入所者介護（予防）サービス費について

短期入所（ショートステイ）を利用した場合や、介護保険施設に入所した場合には、サービス費の利用者負担分、食費、居住費（滞在費）、日常生活費を支払う必要があります。

所得の低い方が、ショートステイの利用や施設入所が困難とならないよう、食費と居住費については、所得に応じた自己負担の上限があり、これを超える自己負担はありません。

給付を受けるには申請が必要で、対象者は①または②の条件に当てはまる方です。



#### ①生活保護受給者

②配偶者（別世帯の場合も含む）及び、世帯全員が住民税非課税かつ預貯金等保有資産が単身者で1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下の方

②に当てはまる方については、預貯金等の資産確認のため、預金通帳、有価証券、負債の写し等をご持参ください。

認定されると「介護保険負担限度額認定証」が発行されますので、利用先に提示してください。なお、毎年継続して利用される場合には、更新申請が必要となります。

※対象者条件については変更される可能性もあります。

### ○社会福祉法人等利用者負担軽減制度

低所得で生計が困難な方について、社会福祉法人が提供する介護保険サービスをご利用される際に支払う利用者負担額が一部軽減される制度です。対象となる介護保険サービスを利用した際に、事業所に「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提示することにより利用者負担額・食費・居住費等が25%軽減されます。（全ての社会福祉法人とそのサービスが対象となるわけではありません。）

「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付には、要件があり、また申請には、預貯金額の分かる通帳等の書類の提出が必要となります。詳細については、介護保険課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

介護保険課（ひまわり館1階）

TEL：0748-33-3511 FAX：0748-31-2037